

熊本市民病院医療事務等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、熊本市民病院医療事務等業務委託に係る公募型プロポーザル方式による手続について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務の概要

(1) 業務委託名

熊本市民病院医療事務等業務委託

(2) 業務目的

熊本市民病院における患者の外来受診及び入院に関する手続き、診療行為の料金化とこれに伴う保険請求及び診療費の収納、保険医療制度及び公費負担医療費制度の処理、診断書及び証明書の文書処理などを、専門知識と経験を有する事業者に委託することにより、医療事務等を効率的かつ合理的に行うことを目的とする。

(3) 業務内容

「熊本市民病院医療事務等業務委託基本仕様書」（以下「仕様書」という。）による内容を含むものとする。

(4) 履行場所

熊本市東区東町4丁目1番60号 熊本市立熊本市民病院

(5) 履行期間

令和7年（2025年）10月1日から令和10年（2028年）9月30日まで
※契約締結日から履行開始日までの期間は、委託業務準備期間とする。

(6) 提案上限額

1,130,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

2 担当部局

〒862-8505 熊本市東区東町4丁目1番60号

熊本市民病院局事務局医事課

電話番号：096-365-1711（内線3149）

ファックス番号：096-365-1712

メールアドレス：shiminbyouiniiji@city.kumamoto.lg.jp

3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 熊本市民病院局物品売買等の契約に係る競争入札（見積）参加資格審査申請書を提出し、熊本市民病院局物品売買等の契約参加資格者に関する要綱（平成28年3月18日制定）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること
- (4) 熊本市病院局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日制定）第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市病院局から熊本市病院局物品購入契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。（新型コロナウイルス感染症等の影響により、税の徴収猶予を受けている者を含む）
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 令和 6 年（2024 年）12 月 1 日時点において、過去 3 年間で、許可病床 300 床以上かつ救急告示医療機関の認定を受けた保険医療機関において医療事務等業務の受託実績があること。（現在受託中の業務を含む）
- (9) 過去 3 年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と病院事業管理者が認めるものでないこと
- (10) 本件プロポーザルに事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。

本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて(4)から(6)及びの要件を全て満たす者であること。

4 選定手続スケジュール（予定）

内容	期間・期限等
公告	令和 7 年（2025 年）1 月 17 日（金）
参加表明書、仕様書等の交付期間	令和 7 年（2025 年）1 月 17 日（金）から 令和 7 年（2025 年）1 月 29 日（水）まで
参加表明書等に係る質問書提出期間	令和 7 年（2025 年）1 月 17 日（金）から 令和 7 年（2025 年）1 月 23 日（木）まで
参加表明書等に係る質問書に対する回答期限	令和 7 年（2025 年）1 月 27 日（月）
参加表明書等に係る質問書に対する回答書の供覧期間	令和 7 年（2025 年）1 月 17 日（金）から 令和 7 年（2025 年）1 月 29 日（水）まで
参加表明書等の提出期限	令和 7 年（2025 年）1 月 29 日（水）
選定手続参加資格の確認結果通知	令和 7 年（2025 年）1 月 29 日（水）
参加資格がないと認めた者に対する理由の説明要求期間	令和 7 年（2025 年）1 月 30 日（木）から 令和 7 年（2025 年）2 月 7 日（金）まで
参加資格がないと認めた者に対する理由の説明回答期限	令和 7 年（2025 年）2 月 13 日（木）

企画提案書、仕様書等に係る質問書の提出期間	令和7年(2025年)1月17日(金)から 令和7年(2025年)2月14日(金)まで
企画提案書、仕様書等に係る質問書に対する回答期限	令和7年(2025年)2月17日(月)
企画提案書、仕様書等に係る質問書に対する回答書の供覧期間	令和7年(2025年)1月17日(金)から 令和7年(2025年)2月21日(金)まで
企画提案書等の提出期限	令和7年(2025年)2月21日(金)
ヒアリングの実施	令和7年(2025年)2月28日(金)【予定】
審査結果の公表	令和7年(2025年)3月3日(月)【予定】
契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明要求期間	令和7年(2025年)3月4日(火)から 令和7年(2025年)3月10日(月)まで【予定】
契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明回答期限	令和7年(2025年)3月19日(水)【予定】

5 申請手続等

(1) 参加表明書、仕様書等の交付期間及び方法

令和7年(2025年)1月17日(金)から令和7年(2025年)2月28日(金)までとする。

熊本市民病院ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する(担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く)。郵送又は電送(ファックス、電子メール等)による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市民病院ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

なお、仕様書は、令和7年(2025年)2月28日(金)での間、2の担当部局で閲覧に供する。

(2) 参加手続き等

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類(以下「参加表明書等」という。)を提出し、参加資格の有無は市長の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書(様式第1号)

(イ) 参加資格審査調書(様式第2号)

(ウ) 業務実績書(様式第3号)

なお、業務実績は、令和6年(2024年)12月1日時点において、過去3年間で、許可病床300床以上かつ救急告示医療機関の認定を受けた保険医療機関において医療事務等業務の受託実績があるものを記載すること。

また、医療事務等業務とは、次の業務を含むものとする。

①受付業務 ②会計・収納業務 ③診療報酬請求業務(外来・入院)

(エ) (ウ)の同種業務の実績を証する契約書の写し。なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料(仕様書等の設計図書又は発注者の証明等)で併せて補完すること。

添付されていない又は提出された書類では同種業務の実績を有することが判断できない場合は、当該実績を有しているとは認めない。

また、発注機関名は具体的に記入すること（例：〇〇県〇〇市（〇〇市立〇〇病院））

(オ) 会社概要書（様式第4号）

イ 参加表明書等の提出方法、提出期限

(ア) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

(イ) 提出期限

令和7年（2025年）1月29日（水）午後5時までとする。

郵送する場合は、令和7年（2025年）1月29日（水）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ 提出部数

1部

エ 提出先

(ア) 持参の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒862-8505 熊本市東区東町4丁目1番60号

熊本市病院事業管理者（医事課）宛

封筒の表面に「熊本市市民病院医療事務等業務委託」及び「参加表明書在中」を明記すること。

オ 参加表明書等の作成上の留意事項

参加表明書等の提出日時点で記載すること。

(3) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認められた場合はその理由も含む。）は、書面により通知する。

6 参加表明書等に対する質問

(1) 参加表明書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書（様式第5号）を提出すること。

ア 提出方法

持参又は電送（ファックス又は電子メール）にて提出すること。また、電送の場合は、提出後、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和6年（2025年）1月17日（金）から令和7年（2025年）1月23日（木）午後5時までとする。

ウ 提出先

2の担当部局

電送の場合、件名は「熊本市市民病院医療事務等業務委託 参加表明書等質問書（会社名）」

とすること。

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市市民病院ホームページに

も掲載する。

ア 閲覧期間

令和6年(2025年)1月17日(金)までに開始し、令和7年(2025年)1月29日(水)までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

7 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、病院事業管理者に対して参加資格がないと認めた理由について、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (2) 病院事業管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日(休日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 説明会

説明会等は実施しない。

9 企画提案書、仕様書等に対する質問

- (1) 企画提案書、仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書(様式第5号)を提出すること。

ア 提出方法

持参又は電送(ファックス又は電子メール)にて提出すること。また、電送の場合は、提出後、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和7年(2025年)1月17日(金)から令和7年(2025年)2月14日(金)までとする。

ウ 提出先

2の担当部局

電送の場合、件名は「熊本市市民病院医療事務等業務委託 企画提案書等質問書(会社名)」とすること。

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市市民病院ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和7年(2025年)1月17日(金)から令和7年(2025年)2月21日(金)までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

10 プロポーザルに参加資格があると認められた者が1者である場合の措置

参加する者が1者であっても、プロポーザルを行うものとする。

1.1 企画提案書等の提出

5(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、企画提案書及びその他必要書類（以下「企画提案書等」という。）を提出すること。

※企画提案書に記載した内容は、見積書（様式第7号）に記載された金額で実現できるものとみなすので、実施可能か未定な内容（熊本市市民病院側の理由によるものを除く）や別途費用が必要な内容は記載しないこと。

(1) 提出資料

ア 企画提案書表紙（様式第6号）

イ 企画提案書（様式任意）

企画提案書は、本要領「別表1 熊本市市民病院医療事務等業務委託審査基準」（以下「審査基準」という。）に記載された審査項目について、下記(ア)から(コ)の順番で作成すること。

また、作成にあたっては、審査基準及び以下の記載事項を踏まえたうえで、具体的かつ分かりやすく示すこと。

なお、次の(オ)～(ケ)については、各内容の提案書枚数は制限しないが、合計16枚以内で記載すること。

(ア) 審査項目「実績、管理責任者等の適正、現場への支援」（提案書枚数：2枚以内）

(イ) 審査項目「配置計画等」（提案書枚数：3枚以内）

以下の内容については、必ず記載すること。

ア 仕様書別紙1「人員配置目安表」に示す部門ごとの従事者（管理責任者及び管理副責任者・業務責任者・業務従事者別及び常勤・非常勤（パート）別）の配置人数

なお、記載に当たっては、記載例（熊本市市民病院医療事務等業務委託従事者配置人数表）を参考に、作成すること。

(ウ) 審査項目「人材確保、定着化対策」（提案書枚数：1枚以内）

(エ) 審査項目「緊急時の体制」（提案書枚数：2枚以内）

(オ) 審査項目「診療報酬請求の適正化、増収対策」（提案書枚数：制限なし）

(カ) 審査項目「DPC適正化」（提案書枚数：制限なし）

(キ) 審査項目「増患対策」（提案書枚数：制限なし）

(ク) 審査項目「患者サービス、接遇関係」（提案書枚数：制限なし）

(ケ) 審査項目「その他独自提案」（提案書枚数：制限なし）

(コ) 審査項目「業務準備、引継計画」（提案書枚数：1枚以内）

ウ 見積書（様式第7号）

エ 業務費内訳書（様式自由）

(2) 提出方法等

ア 提出方法

5(2)イと同じ

イ 提出期間

令和7年（2025年）1月30日（木）から令和7年（2025年）2月21日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時（ただし、正午から午後1時までを除く。）までとする。

郵送する場合は、令和7年（2025年）2月21日（金）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ 提出部数

正本 1 部（添付書類を含め、プロポーザル参加者名がわかるもの）

副本 7 部（添付書類を含め、正本から社名及び社名を類推できる表現・ロゴ等を外したもの。
業務実績についても社名が分かるような表現は行わないこと。例えば社名を A 社とするなど。押印不要。）

正本及び副本とも、紙媒体にて提出すること。

なお、見積書（様式第 7 号）及び業務費内訳書（様式自由）は、正本を紙媒体にて提出すること。（副本は不要）

エ 提出先

(ア) 持参の場合

2 の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒862-8505 熊本市東区東町 4 丁目 1 番 60 号

熊本市病院事業管理者（医事課）宛

封筒の表面に「熊本市市民病院医療事務等業務委託」及び「企画提案書在中」を明記すること。

オ 作成上の留意事項

(ア) 提案内容記入用紙（A4 判、横長使い、片面、様式任意）については、必要に応じて図、表等を用いて分かりやすいよう記載すること。

※提案内容記入用紙以外に資料を添付してはならない。

※色の指定はないが、白黒複写を行った場合においても、内容が理解できるようにすること。

※審査項目ごとに指定する頁数を超えている場合は、その超えた頁数の部分は評価しない。

この場合において、審査しない頁数の部分は、当院において判断するものとする。

※提案内容や手法は、できる限り具体的に記述すること。

(イ) 契約候補者の選定にあたっては、見積書（様式第 7 号）に記載された金額（消費税及び地方消費税を除く金額）をもって評価を行う。

(3) (1) 及び (2) の方法によらないで提出された企画提案書等（提出期間内に到達しなかった場合を含む。）は、これを無効とする。

(4) 企画提案書等の提出がない場合（無効となった場合を含む。）は、当該プロポーザル参加者を失格とする。

(5) 見積書（様式第 7 号）記載の見積価格に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額が、1 (6) の提案上限額を超えているときは、当該プロポーザル参加者を失格とする。見積書（様式第 7 号）の提出がない場合（無効となった場合を含む。）も、当該プロポーザル参加者を失格とする。

(6) 業務費内訳書（様式自由）の記載に当たっては、記載例 2 業務費内訳書を参考に、作成すること。

1.2 提案書等のヒアリングの実施

(1) 実施日時・会場

令和 7 年（2025 年）2 月 28 日（金）（予定）

時間及び会場については、別途指示するもの。

(2) 実施方法

プロポーザル参加者による企画提案書等の説明（20 分程度）及び質疑応答（15 分程度）を行う。

(3) 出席者

ア 出席者は、3人以内とする。

イ 説明者は、提出した企画提案書等の内容について責任をもって説明できる者とする。

(4) ヒアリング実施項目

審査基準に示す審査項目

(5) 説明資料

ヒアリング時の説明に際しては、提出した企画提案書のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(6) 留意事項

ア ヒアリングの手順は、企画提案書をもとに、プロポーザル参加者が説明を行った後、対面による質疑応答を行う。

イ ヒアリング時は、基本的に審査項目の内容を踏まえ、できる限り審査項目の順に沿った説明を行うこと。

ウ ヒアリングにおいて説明に必要な機材等は、プロポーザル参加者が準備すること。なお、プロジェクター及びスクリーンは、ヒアリング会場に用意してあるものを使用する。

エ ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、当該プロポーザル参加者を失格とする。ただし、当該プロポーザル参加者が、悪天候又は出席予定者の事故等の病院事業管理者がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを再度実施できるときは、病院事業管理者が指示した日時においてヒアリングを行うものとする。なお、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを行うことが困難である場合は、失格とする。

1.3 審査の方法

(1) 審査の主体

「熊本市市民病院医療事務等業務委託事業者選定委員会設置要綱」に基づき「熊本市市民病院医療事務等業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において行う。

(2) 審査の基準

ア 審査基準によるものとする。

イ 評価点（100点満点）＝内容評価点（70点満点）＋価格評価点（30点満点）とする。

ウ 審査基準に示す審査項目のうち、内容評価の点数は、選定委員会委員が評価した各審査項目の評価点の平均について小数点第二位を四捨五入した点数を各審査項目の評価点とし、各審査項目の評価点の合計を内容評価点とする。

エ 価格評価の点数算出方法は次のとおりとする。

価格評価点数＝配点× $\left(\frac{\text{提案上限額}-\text{提案額}}{\text{提案上限額}-\text{最低提案額}}\right)$ （小数点第二位を四捨五入するものとする。）

なお、ここでいう提案額とは見積書（様式第7号）記載の見積価格に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額を指し、最低提案額とは最も安価な提案額を指す。

(3) 契約候補者の選定方法

ア 企画提案書等及びヒアリングを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。

ただし、内容評価点の合計が4割未満のときは、当院が要求する水準を満たさないものとして、

契約候補者、契約次点候補者の決定に至らないものとする。

また、評価点が最も高い者が 2 者以上あるときは、内容評価点の高い者を契約候補者とする。この場合において、内容評価点及び価格評価点ともに同点である者が 2 者以上あるときは、審査項目「配置計画等」の各委員の合計得点が高いほうを契約候補者とし、審査項目「配置計画等」の各委員の合計得点も同点である場合は、提案額が低い方を契約候補者とし、提案額も同額である場合は、選定委員会の委員の合議により契約候補者を定めるものとする。

イ 契約候補者が辞退その他の理由で契約できない場合は、次点の者を契約候補者とする。

1.4 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、結果（参加表明書等を提出した事業者数、参加資格の有無に関する審査結果、参加資格がないとした者についてはその理由、プロポーザル参加者ごとの各評価点、契約候補者及び契約次点候補者の商号又は名称を含む。）について、2 の担当部局での閲覧及び熊本市民病院ホームページにより公表を行うものとする。

1.5 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、病院事業管理者に対して契約候補者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求められることができる。
- (2) 病院事業管理者は、説明を求められたときは、説明を求められる期間の最終日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1.6 評価内容の確保

- (1) 契約候補者の企画提案書等に記載された内容については、契約候補者と協議後、契約に係る仕様書に記載することとし、契約候補者はこれを満たす履行をしなければならない。また、このことによる契約にかかる金額の変更は行わない。
- (2) 提案内容に係る部分の債務については、その履行の完了が確認できるまで存続するものとし、受託者の責めにより当該債務が履行されない場合については、受託者の責任において再履行又は瑕疵の補修を行うものとする。
- (3) 仕様書において履行方法を指定しない部分の業務に関して、病院事業管理者が提案内容を適正と認めた場合においても、受託者は、その部分の履行に関する責任を負うものとする。

1.7 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金

熊本市病院局契約事務取扱規程（平成 24 年病院局規程第 14 号）第 2 条において準用する熊本市契約事務取扱規則（昭和 39 年規則第 7 号）第 2 2 条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の 100 分の 10 以上を契約保証金として、契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合では、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に熊本市市民病院を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締

結の時までに提出したとき。

イ 契約締結日時点より過去2年の間に300床以上かつ救急告示医療機関の認定を受けた保険医療機関と業務内容を同じくする契約を3回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可）を提出したとき。

(3) 契約書（案）

熊本市民病院ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

(4) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び企画提案書等を提出しなかった場合は本プロポーザル参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び企画提案書等の作成及び提出並びにヒアリングに係る費用は、本プロポーザル参加者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に企画提案書の提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 企画提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該企画提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が、参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する参加資格確認の通知を、理由を付して取り消すものとする。この取消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、病院事業管理者に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること。（消えるボールペンでの記載は不可）

別表1 熊本市市民病院医療事務等業務委託審査基準

No	大項目	審査項目	評価基準	配点
1	業務実施体制	実績 管理責任者等の適正 現場への支援	① 他の医療機関での実績 ② 管理責任者や副管理責任者は当院と同種同規模以上の医療機関での十分な経験があるか ③ 本社・支社、支店がどのように現場を支援していくか	2
2		配置計画等	① 業務実施にあたり、配置人数をどのように見込んでいるか ② 業務責任者はどのように配置しているか。また、それぞれ十分な経験、資格を有しているか	11
3		人材確保 定着化対策	① 従事者離職時、人員不足が生じないようにするための方法 ② 十分な経験や資格を有する従事者を確保するための方法 ③ 休暇時のバックアップ体制、業務への就労意欲を向上させるための方法 ④ 従事者の離職防止方法 ⑤ 提案配置人数が長期間配置されない場合の具体的な対応方法	10
4		緊急時の体制	① トラブルや事故時、災害時の連絡、対応体制	3
5	業務への取組	診療報酬請求の適正化、増収対策	① 診療報酬請求業務精度向上に向けた具体的方策 例：返戻や査定等の防止、削減に向けたチェック・分析及び体制 病院職員への提案・情報共有方法 等 ② 増収支援に向けた具体的方策 例：算定漏れのチェック・分析に関する具体的な取組、体制 入院出来高算定項目(手術関連、入院関連加算等)の算定状況の分析 等	10
6		DPC適正化	① DPC制度内で収益を最大限確保するための具体的方策 例：DPCコーディング適正化や医療機関係数の向上への具体的な取組 等 ② DPCの決定に関する病院職員への提案及び情報共有 例：Ⅱ期以内や収益最大化に向けた病院職員への働きかけ 等	10
7		増患対策	① 電話予約の応答件数増加に向けた具体的方策 ② 増患に関する他医療機関の取組に関する情報提供	10
8		患者サービス 接遇関係	① 苦情等への対応、接遇向上のための方策 ② 患者待ち時間縮減等に関する具体的提案	8
9		その他独自提案	① 1～8のほか、病院運営を効率的、効果的に行うための具体的取組	3
10	業務準備、引継計画	① 仕様内容及び事業者の提案内容を実施するための準備にかかるスケジュール(具体的に) ② 業務を受託するための準備体制	3	
11	価格評価	配点×((提案上限額－提案額)/(提案上限額－最低提案額))	30	
合計				100